

千葉県宅地建物取引業者名簿等閲覧規則の一部を改正する規則について

県 土 整 備 部
建設・不動産課

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 6 年法律第 53 号。以下「改正法」という。）により、千葉県宅地建物取引業者名簿等閲覧規則について見直しを行うものです。

1 改正理由

改正法により、宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号。以下「法」という。）第 10 条に基づく宅地建物取引業者名簿及び宅地建物取引業者の免許申請等に係る書類の閲覧制度について、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」（令和 4 年 12 月 21 日デジタル臨時行政調査会。）においてデジタル完結を基本とされていること等を踏まえ、閲覧書類の見直しが行われたため、千葉県宅地建物取引業者名簿等閲覧規則についても同様の見直しを行うものです。

2 改正内容

改正法に併せた引用条項等の規定整備

（別添「千葉県宅地建物取引業者名簿等閲覧規則新旧対照表」のとおり。）

3 施行期日等

令和 7 年 4 月 1 日（改正法の施行日と同日）